

## 姫路市立船津小学校いじめ防止基本方針

### 1 本校の基本方針

本校は、「夢いっぱい船津の子」の育成を学校教育目標とし、「ふなつを愛する子」「なかまを大切にする子」「つよい心と体をつくる子」「のうりよくを伸ばす子」「こん気強くやりぬく子」を目指す児童像と設定し、教育活動を推進している。全ての児童が将来への夢を持って、学習をはじめとする様々な活動に取り組むためには、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が必要不可欠である。また、いじめが原因で辛い思いをする児童を船津小学校からださないために、いじめに対して絶対に許さないという強い姿勢を普段から児童に伝えるとともに、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に沿った指導体制を整備し、児童が安心して生活できる学校作りを目指す。

### 2 基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本的な認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑧ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑨ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑩ いじめは、学校・家庭・地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 いじめ防止に関する組織（いじめ対応チーム）

#### (1) 構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当、道徳人権教育担当、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要な関係者

#### (2) 具体的役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ② 具体的で実効性のある校内研修の企画

- ③ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- ④ いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- ⑤ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- ⑥ いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制対応方針の決定
- ⑦ 保護者や地域社会への情報提供
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

#### 4 未然防止

##### (1) 心の教育の充実

###### ① 人間としてよりよく生きようとする力を高める道徳教育の推進

体験的・実践的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭・地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的実践力を育成する。

###### ② 自立と共生を目指す人権教育の推進

全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人一人を大切に教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意欲を高める。

##### (2) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

学級活動や児童会、学校行事等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方について考えを深め、集団の一員として自己を生かす能力を養う。また、児童が、学級・学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

##### (3) 体験活動の充実

環境体験学習、林間学校、自然学校、修学旅行等の体験活動を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。また、異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性を養うよう努める。

##### (4) 芸術・文化活動の充実

芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、美しいものに感動する心を育てる。また、児童の自主的・自発的な芸術・文化活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、感性を高め、豊かな情操を養うよう努める。

##### (5) 自尊感情・自己有用感の育成

健全な自尊心を育成し、自尊感情や自己有用感を高めるために、「ライフスキル教育」を実施する。

##### (6) 小中一貫教育の推進

保幼小連携の推進、小中一貫教育の展開を通して、校種間の連携に努め、各校種間相互理解に基づく滑らかな接続の実現を図る。

(7) わかる授業の推進

学校生活の中で一番長いのは授業の時間である。学力に対する自信のなさや不安等学習にまつわる嫌な出来事は、児童にとって大きなストレスの要因となっている。そこで、いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、学力の向上を目指した授業改善を通して、全ての児童が参加・活躍できるわかる授業づくりを進める。

(8) 教職員の研修の充実

すべての教職員は、児童の人格形成に深く関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力等を高める必要がある。また、いじめの問題に対しても的確に対応できる知識・技能を身に付けることが重要である。そこで、ライフステージ別研修・職能研修・課題研修・パワーアップ研修等、教員の経験年数や個々の課題に応じた研修「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会作成)で、いじめを生まない土壌形成や対応力向上のための研修を実施し、保護者や地域の人々の期待に応えられる実践的指導力の向上に努める。

(9) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報や啓発活動を行う。また、いじめにかかわる相談体制について、児童、保護者、教職員への周知を図る。

(10) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と関わる時間を確保し、一人一人の児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組むことができる体制を整備する。

5 早期発見

(1) 児童の実態把握

学期に1回、必要に応じて2回のアンケート調査と教育相談や、連絡帳、日記、家庭訪問、家庭への電話連絡等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携して教育相談を積極的に取り入れるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。

(3) 日常的な教職員の情報交換

教室や校舎内・運動場などで児童と過ごす時間を多くし、そこで気づいたことを教職員間で情報交換する。気になることがあれば、その保護者に連絡し、連携を図る。

## 6 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。そこで、学校の教職員がいじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、以下の点に留意して組織的に対応しなければならない。

### (1) 正確な事実把握

- ① 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
- ② 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

### (2) 指導体制及び方針の決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② 全ての教職員の共通理解を図る。
- ③ 対応する教職員の役割分担を行う。
- ④ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

### (3) 児童への指導・支援

- ① いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ② いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。
- ③ いじめを行った児童といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
- ④ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑤ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

### (4) 保護者との連携

- ① いじめを受けた児童の保護者面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。
- ② いじめを行った児童の保護者面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

### (5) 事後の対応

- ① スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- ② いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ③ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学校経営を行う。
- ④ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- ⑤ いじめを行った児童の状況に応じ、関係機関との適切な連携を進める。

## (6) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ② いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手)

### (2) 重大事態の取り扱いについて

- ① 重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ② 被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### (3) 調査の主体【学校の設置者が判断】

- ① 学校が主体の場合
  - ア いじめ対応チームを母体とし当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、重大事態の調査組織を設置する。
  - イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。いじめをした児童とその保護者にも情報提供し、家庭と連携して指導する。
  - エ 調査結果を学校の設置者に報告する。
  - オ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体の場合  
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## 8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 教職員は、インターネットや携帯電話等の危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

(2) インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

9 家庭や地域との連携

- (1) PTA や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。
- (2) ホームページに「船津小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、学校だより等で周知する。

10 令和5年度重点項目

- ① 休み時間等、児童と過ごす時間を作る。児童が相談しやすい体制を作り、教師から児童に話しかけるよう心掛ける。
- ② 何かあれば職員で共有し、組織として対応する。家庭（保護者）との連絡を密にする。
  - ・良い事も良くない事も連絡する。
- ③ 良い事は良い、悪い事は悪いとしっかりと指導する。（ヒドウンカリキュラム）
  - ・学校として統一した指導、ばらつきがないようにする。【月目標・船津っ子のやくそく】
- ④ トラブル、いじめ対応等の研修を充実させる。
  - ・児童理解研修、いじめ問題に関する研修、カウンセリングマインド研修
- ⑤ 児童にとって学校が楽しいと思えるように、児童一人一人に活躍の場を与える。わかる授業づくりを進める。
- ⑥ 自分の思いを伝えることができるように「書く、話す」能力を育成する。
- ⑦ 道徳（公平・公正・社会正義、相互理解・寛容、親切・思いやり）、情報モラル教育、ライフスキル教育を充実させる。

ライフスキル年間指導計画

	7月	12月	2月
5年	目標決定スキル 「わたしにできること」 「きっとできる」など	対人関係スキル 「ふわふわことば」 「上手に話を聞こう」	セルフエスティーム形成スキル 「個性的であること」 「自分ができることに目を向けよう」など
6年	意思決定スキル 「勇気を出そう」「止まって！考えて！決めよう」など	ストレス対処スキル 「ストレスに強くなる」 「争いごとになる前に」など	

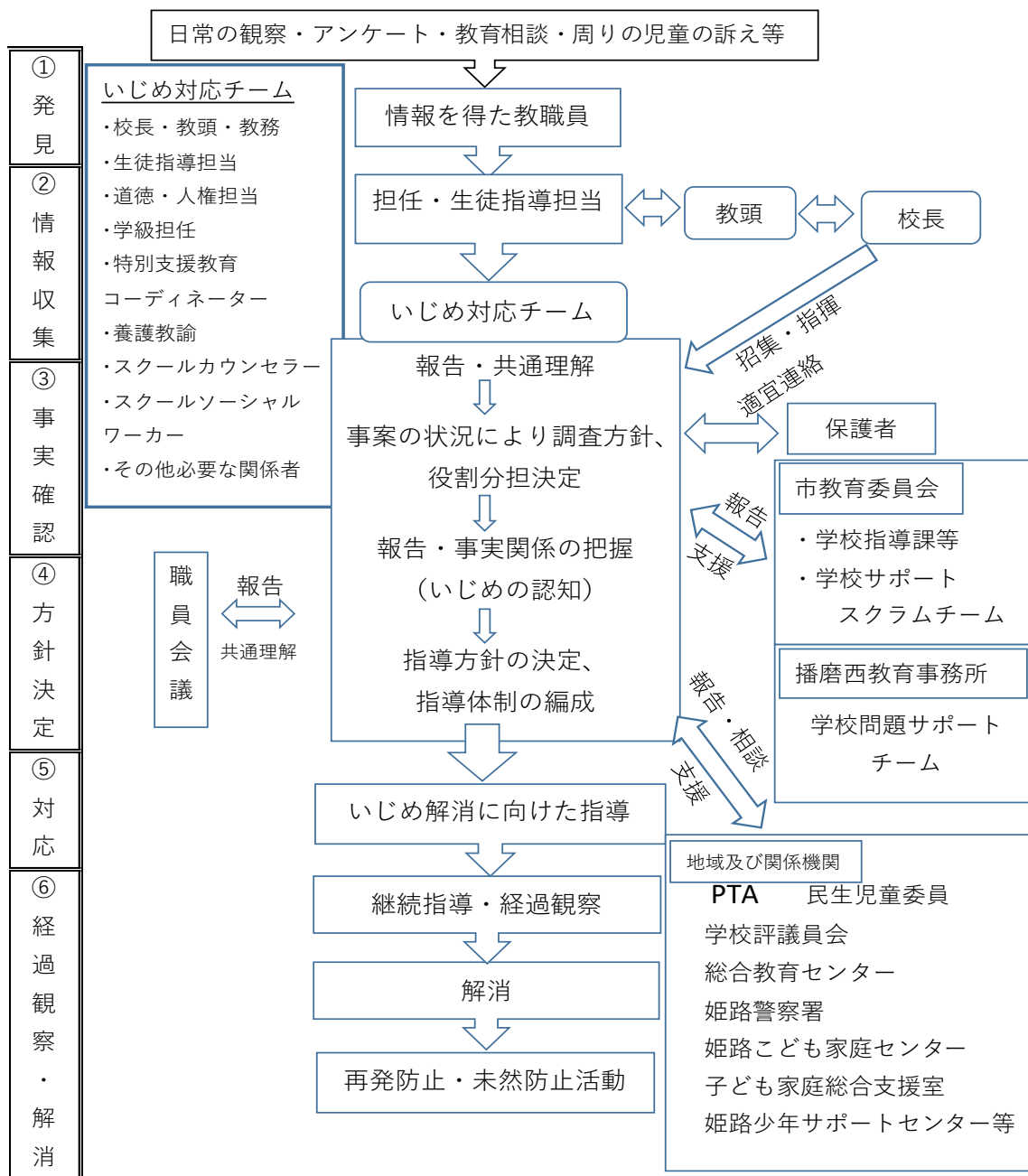
- ⑧ 児童の様子を見てもらえるように、毎日をオープンスクールとする。
- ⑨ PTA(保護者)と学校が連携し、いじめ撲滅に取り組む。【PTA活動】
  - ・学校と保護者とが連絡相談しやすい体制をつくる。  
(クラス役員の方が、年2回PTA役員会でクラスの様子を報告等)

11 年間指導計画

月	会議・研修など	未然防止に向けた取り組み	教育相談
4	職員会議 児童理解研修 いじめ対応チーム会議 ・年間指導計画 ・指導方針 生活指導委員会	学級作り 家庭訪問 キャリア教育 (キャリアパスポート) 学級経営案作成	スクールカウンセラー
5	職員会議 児童理解研修 生活指導委員会	縦割り班活動(通年) 人権ポスター・標語作り	スクールカウンセラー
6	職員会議 生活指導委員会	いじめアンケート	スクールカウンセラー 児童面談
7	職員会議 学校評議員会 民生児童委員との懇談会 生活指導委員会	ビッグ集会 ライフスキル教育 町別児童会 夏季休業前生活指導 個別懇談会 学級経営案振り返り(1学期)	スクールカウンセラー
8	職員会議 職員研修 (いじめ問題に対する対策) カウンセリングマインド研修	親子クリーン活動	
9	職員会議 生活指導委員会 PTA 役員会	夏休み後の児童観察 親子道徳(オープンスクール) スマホ人権教室(5・6年)	スクールカウンセラー
10	職員会議 生活指導委員会		スクールカウンセラー
11	職員会議 児童理解研修 保護者向け研修 生活指導委員会	ビッグ集会 キャリア教育 (キャリアパスポート) いじめアンケート 薬物乱用防止教室	スクールカウンセラー 児童面談
12	職員会議 生活指導委員会	ライフスキル教育 個別懇談会 町別児童会 冬季休業前生活指導 学級経営案振り返り(2学期)	スクールカウンセラー
1	職員会議 生活指導委員会	冬休み後の児童観察 ふれあいとんと祭り	スクールカウンセラー
2	職員会議 学校評議員会 生活指導委員会	人権作文発表会 ライフスキル教育 いじめアンケート キャリア教育 (キャリアパスポート)	スクールカウンセラー 児童面談
3	職員会議 生活指導委員会 児童理解研修 PTA 役員会	6年生を送る会 学級経営案振り返り(3学期) 春季休業前生活指導	スクールカウンセラー

## いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

### (学校全体の取組)



※いじめの情報を得た場合は、「いじめを絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。まず校長がいじめ対応チームを招集し、学校としていじめと認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

※いじめ解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。



【参考資料】

- ・ 兵庫県いじめ防止基本方針 兵庫県
- ・ いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省
- ・ いじめ対応マニュアル〈改訂版〉 平成29年8月 兵庫県教育委員会
- ・ 姫路市いじめ防止方針 平成26年7月策定 姫路市教育委員会  
平成29年12月改定